



「キッズウィーク」に合わせて、 年次有給休暇を取得しましょう

**「キッズウィーク」を
ご存知ですか**

「キッズウィーク」とは、地域ごとに夏休みなどの一部をほかの日に移して学校休業日を分散化。そのうえで、学校が休みとなった日に大人も年次有給休暇等を取得して、大人と子どもが共に休日を通そうとする取り組みです。

「キッズウィーク」の取り組み

は、今年度から始まっており、4つの市の取り組みをご紹介します。

三重県鈴鹿市では、夏休み期間中である8月20日(月)から8月31日(金)のうち、各学校において1日授業日を設定しています。その代わりに10月5日(金)を学校休業日として、10月5日から8日の「体育の日」までの4連休を実現させています。これは、市内40校の小中学校において実施されること

また、佐賀県武雄市でも夏休みを1日短縮し、10月5日(金)を学校休業日として、10月5日から8日までの4連休としています。

企業には、商工会議所等を通じて、有給休暇の取得促進を呼びかけるほか、キッズウィーク期間中は、職場体験の実施や市内事業所による割引も行われます。保護者が会社を休めない子どもに対応するため、放課後児童クラブの朝からの開所や公民館などに子ども教室の開催なども呼びかけています。

さらに埼玉県秩父市では、2016年12月のユネスコ無形文化遺産の登録を受け、川瀬祭の7月20日と秩父夜祭の12月3日を「伝統文化に親しむ日」と制定し、今年度から市内小中学校を休業日としています。伝統文化の次代の担い手である子どもたちが、秩父の代表的な祭りである川瀬祭や秩父夜祭に参加してもらうことが期待されています。

催される新庄まつりに合わせて、市内小中学校を休業日にする(夏季休暇は8月20日まで)とともに、市内の企業などに有給休暇の取得促進を働きかけたいです。

事業主に対して 配慮を呼び掛け

厚生労働省では、働く方々がキッズウィーク等により年次有給休暇を取得できるよう、労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)を改正しています。事業主に「地域の实情に応じ、労働者が子どもの学校休業日や地域のイベント等に合わせた年次有給休暇を取得できるよう配慮すること」を盛り込み、2017年10月1日から各企業に適用しています。

分散化された子どもの学校休業日に合わせて、子どもたちの親を含めて働く方々は年次有給休暇を取得しましょう。



秩父夜祭

お、学校の事情により学校休業日を10月9日(火)に変更して、10月6日から10月9日までの4連休としている学校もあり、柔軟な対応も取られています。同市では、経済団体や企業に対して、キッズウィークに関する情報発信を行うとともに、有給休暇の取得促進も呼びかけています。

このように地域のお祭りに合わせて学校休業日を設定しているところもあります。山形県新庄市は、8月24日から26日に開

キッズウィークに関するお問い合わせは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に願います。